

別紙 1

浅口市水道施設台帳システム構築業務

仕様書

令和 7 年 6 月

浅口市水道事業

1 目次

1.総則.....	3
(1)適用.....	3
(2)目的.....	3
(3)履行期間.....	3
(4)準拠する法令等.....	3
(5)疑義.....	3
(6)守秘義務.....	4
(7)個人情報の保護.....	4
(8)貸与資料.....	4
(9)契約内容の変更.....	4
(10)関係機関との折衝等.....	4
(11)保安対策.....	4
(12)損害賠償責任.....	4
(13)契約不適合責任.....	5
(14)システム要件.....	5
(15)業務の執行体制.....	5
(16)身分証明書の携帯.....	6
(17)提出書類等.....	6
(18)権利の帰属.....	6
(19)再委託.....	6
2.水道施設台帳システム構築業務概要.....	7
(1)業務概要.....	7
(2)貸与資料.....	8
(3)計画準備.....	8
(4)背景地図構築.....	8
(5)資料・データ整理.....	8
(6)小規模及びポンプ場施設登録.....	9
(7)図面スキャニング・登録.....	9
(8)セットアップ・納品.....	10
(9)成果品.....	10

3.水道施設台帳システム機能要件.....	10
(1)管理・設定関係機能.....	10
(2)設備情報登録機能.....	11
(3)工事情報登録機能.....	11
(4)資産情報登録機能.....	11
(5)保守情報入力機能.....	11
(6)故障情報登録機能.....	11
(7)修繕情報入力機能.....	12
(8)図面管理機能.....	12
4.ソフトウェア構成.....	12
(1)ソフトウェアの構成.....	12
5.システム承認及び検査.....	12
(1)システム承認.....	12
(2)検査データ.....	13
(3)責任範囲.....	13

1.総則

(1)適用

本仕様書は、浅口市水道事業（以下、「甲」という。）が実施する「水道施設台帳システム構築業務」（以下、「本業務」という。）に適用し、受注者（以下、「乙」という。）が請負う業務について必要な事項を定めるものである。

(2)目的

本業務は、甲が所有する水道施設の情報を電子化し、日常業務の効率化、緊急災害時の迅速化を図るだけでなく、水道法の一部を改正する法律に対応するため、将来の更新計画やアセットマネジメントに必要なデータを収集し、「水道施設台帳システム」（以下、「本システム」という。）を構築するものである。

(3)履行期間

本業務の履行期間は、契約の日から令和8年3月31日とする。

(4)準拠する法令等

本業務の実施にあたり、本仕様書及び契約書によるほか、次の関係法令及び諸規則等に基づいて実施するものとする。

- ① 水道法(昭和32年法律第177号)
- ② 水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）
- ③ 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)
- ④ 水道維持管理指針(公益社団法人日本水道協会)
- ⑤ 水道施設設計指針(公益社団法人日本水道協会)
- ⑥ 水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き(厚生労働省)
- ⑦ 簡易な水道施設台帳の電子システム導入に関するガイドライン（厚生労働省）
- ⑧ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- ⑨ 浅口市個人情報保護条例
- ⑩ 浅口市個人情報保護条例施行規則
- ⑪ その他関係する法令及び、諸規則等

(5)疑義

本仕様書、契約書に定めのない事項及び、業務中における疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、解決するものとする。

(6) 守秘義務

乙は、本業務において知り得た情報や、結果を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間の満了後も同様とする。

(7) 個人情報の保護

乙は、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、業務で扱う個人情報の保護についての義務を負うものとする。よって、貸与資料や各種データの保管、管理を行うなかで、情報の漏洩があってはならない。また、「ISO 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）」の認証を受けていること。

(8) 貸与資料

乙は、甲から貸与された資料について、丁寧に取り扱い、紛失や破損等に注意し、使用後は速やかに甲に返却しなければならない。また、甲の許可なく複製、他への公開や第三者への貸与等を禁止する。

(9) 契約内容の変更

本業務の契約内容に変更が生じた場合は、甲と乙が協議するものとする。

(10) 関係機関との折衝等

本業務遂行上、欠くことの出来ない官公署等との折衝や、法令等に基づく許可申請等が生じた場合は乙が行うものとし、その費用については乙の負担とする。但し、甲が行うべきものについては、甲が行う。

(11) 保安対策

乙は、現地調査の遂行にあたり、道路法や道路交通法等、関係する法令等を遵守するとともに、必要な安全対策を講じなければならない。なお、万一事故等が発生した場合は、乙の責任において円滑に処理を行い、速やかにその旨を甲に報告すること。

(12) 損害賠償責任

乙は、本業務実施中に生じた事故及び第三者に与えた損害に対して一切の責任を負い、その内容や原因、経過等を甲に速やかに報告するものとする。なお、損害賠償等の請求があった場合は、一切の処理を乙の責任において行うものとする。但し、天災など通常乙のみの責任と考えられない場合は、甲と乙の別途協議とする。

(13) 契約不適合責任

業務完了後1年以内に、契約の内容に適合しない状態（契約不適合）の納入成果品が認められた場合は、乙の責任において無償で修正を行うものとする。

(14) システム要件

- ① 本システムを構築する乙は、甲に対して高品質なシステムの提供を保証するものとする。よって乙は、「ISO9001（品質マネジメントシステム）」の認証を取得していなければならない。
- ② 本システム稼働後の保守と、後のデータ更新サポート等の業務委託を見据えているため、構築に用いるソフトウェアは、乙が開発したものでなくてはならない。よって、乙以外の者が開発したソフトウェアを用いることはできない。
- ③ 構築する本システムは、将来、水道標準プラットフォーム等の別システムに移行又は統合した場合に、容易に施設情報の移設ができ、支障なく運用できる項目及びデータ形式とすること。

(15) 業務の執行体制

乙は、次に示す管理技術者及び照査技術者、担当技術者をもって秩序正しく業務を遂行すること。また、本業務の執行体制は、業務の特質を考慮して、水道事業のアセットマネジメント及び施設台帳システム構築に係る専門知識と経験を有する技術者等により構成するものとし、乙は円滑な業務の進捗を図るため、十分な人員を配置しなければならない。また、本業務の遂行に支障をきたすと認められたときは、甲は乙に対し担当技術者の変更を求めることができる。

- ① 管理技術者は、技術士（上下水道部門）の資格を有し、他の水道事業体が発注した同様の業務実績を有する者とする。
- ② 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：上下水道）、又は技術士（上下水道部門）の資格を有し、他の水道事業体が発注した同様の業務実績を有する者とする。
- ③ 担当技術者は、その分担する業務内容等により、複数配置することを妨げない。複数の担当技術者を配置する場合には、主たる担当技術者を1名選任し、「担当する分担業務の内容」欄に（主）と記載すること。また、他の水道事業体が発注した同様の業務実績を有する者とする。
- ④ 管理技術者及び照査技術者は兼務できない。
- ⑤ 各配置技術者は、乙と1年以上の恒常的な雇用関係があり、雇用を証明する書類（健康保険証の写し等）を提出すること。

⑥ 他社在籍出向者及び、派遣社員等を配置することは認めない。

(16)身分証明書の携帯

現地調査にあたり、乙は、甲の発行した身分証明書を携帯するものとし、住民等から業務の目的や調査内容等の説明を求められた場合には、身分証明書を提示したのちに説明すること。また、第三者の敷地内に立ち入る場合においても同様とし、必ず承諾を得たのちに立ち入らなければならない。

(17)提出書類等

乙は業務にあたり、次の書類を甲に提出し、甲の承認を得たのちに、委託契約締結の日から7日以内に業務に着手しなければならない。

① 着手時

(ア) 業務着手届

(イ) 業務工程表

(ウ) 管理技術者及び照査技術者、担当技術者選任通知書

(エ) 管理技術者及び照査技術者、担当技術者の有資格証及び経歴書の写し

(オ) 雇用証明書（保険証等にて入社年月日が証明できるものを添付すること）

(カ) ISO 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）取得証明書の写し

(キ) ISO 9001（品質マネジメントシステム）取得証明書の写し

(ク) 業務実施計画書

② 期間中

(ア) 借用書又は受領書（引渡しの日から7日以内）

(イ) 打合せ記録簿

③ 業務完了時

(ア) 業務完了届

(18)権利の帰属

本業務における成果品のすべては、甲に帰属する。よって、甲は使用权を有し、甲がデータを使用するにあたっては、一切の制限を受けないものとする。ただし、本業務において納品するソフトウェアの著作権は、乙が所有するものとする。

(19)再委託

乙は本業務を一括して第三者に委託してはならない。ただし、本業務の一部を第

三者に委託するときは、あらかじめ本事業の承諾を受けること。また、承諾を求める際には委託業務の内容及び第三者の事業者名を明記した書面とともに、第三者の身元を明らかにする資料等を提出すること。なお、乙の委託先からのさらなる委託は認めない。

2.水道施設台帳システム構築業務概要

(1)業務概要

業務概要及び数量は次のとおりである。

① 計画準備

(ア) 作業計画・設計協議	1 式
(イ) システム計画立案	1 式
(ウ) 初期設定（表記等）	1 式

② 背景地図構築

(ア) 背景図コンバート	1 式
--------------	-----

③ 資料・データ整理

(ア) 書庫調査	1 式
(イ) 施設平面図作成	3 1 枚
(ウ) CSV 取込解析	1 式
(エ) CSV 取込作業	1 式
(オ) 固定資産登録	3 1 件

④ 小規模施設登録（別紙施設一覧表参照）

(ア) 資料収集・整理、現地調査	1 6 箇所
(イ) 施設分類作業	1 6 箇所
(ウ) 施設情報入力	1 6 箇所

⑤ ポンプ場登録（別紙施設一覧表参照）

(ア) 資料収集・整理、現地調査	1 5 箇所
(イ) 施設分類作業	1 5 箇所
(ウ) 施設情報入力	1 5 箇所

⑥ 図面スキャニング・登録

(ア) A1 以下スキャニング・登録	2, 5 0 0 枚程度
(イ) ファイルリネーム	2, 5 0 0 枚程度

⑦ セットアップ・納品

(ア) セットアップ	1 式
(イ) 操作指導（資料含む）	1 式

(2)貸与資料

業務遂行にあたって甲から乙に以下の資料を貸与する。

- ① 完成図書（施設・設備関係、写真等含む）
- ② 製本図面（施設・設備関係）
- ③ 修繕書類（施設・設備関係）
- ④ 調書（施設・設備関係）
- ⑤ 管理日報
- ⑥ 固定資産調書（施設・設備関係）
- ⑦ その他必要なデータ等

(3)計画準備

- ① 本業務が円滑かつ正確に行われるよう、機材の点検や、知識と経験などを勘案した従事者の選定と人員の配置など、十分に検討した上で業務実施計画書を作成すること。
- ② 本業務の施設台帳管理項目は、施設、設備、機器毎に名称、分類、能力仕様・形式、製造会社、設置場所、竣工年度、現在価格（更新費用）、法定耐用年数などを標準とし、その他必要な管理項目は協議にて決定する。
- ③ 既存資料の収集整理や、数量等の確認をすること。

(4)背景地図構築

- ① 背景図データとして、甲が提供する浅口市都市計画図（shape 形式または DXF 形式 1/2500）データを取り込むこと。
- ② 背景図上に小規模及びポンプ場施設を配置し、位置関係が容易に把握できること。
- ③ その他発注者の指定するデータについて取込むこと。

(5)資料・データ整理

- ① 書庫調査
竣工図などの完成図書を書庫調査により収集整理すること。
- ② 施設平面図作成
完成図書の図面を活用し、施設平面図の電子化をすること。

③ CSV 取込解析・作業

甲の企業会計システムから出力された固定資産ファイル（CSV 形式）を取込み、データを解析することで、資料調査、現地調査、登録項目の内容を甲と協議の上、検討すること。

④ 固定資産登録

作業にあたり（ア）～（エ）に留意し、登録すること。

（ア）対象となる水道施設の現地調査を行い、設備の現状や機器の仕様などを確認し、収集した資料と照合すること。

（イ）設備の全景及び機器銘板などの写真撮影を行うこと。

（ウ）施設及び設備ごとに整理した情報をリスト化すること。

（エ）固定資産情報は各施設や設備別に振分し登録すること。

（6）小規模及びポンプ場施設登録

① 資料収集・整理、現地調査

施設設備の設計図書、竣工図書、完成図書、その他関係資料を整理し、設備情報及び取得価格整理に必要な情報の調査をすること。また、現地調査を行い、設備の設置有無について確認し、設備の全景・銘板について写真撮影を実施する。銘板に記録されている情報は、設備台帳を補完するものとしてデータ整備に活用する。

② 施設分類作業

整理・作成された台帳データ、現地写真、属性データの整合性を確認し、データ処理を行い、不一致データや不足データの確認を十分行うこと。また、不一致データや不足データについては、リストとして報告すること。

③ 施設情報入力

竣工完成図書、製本図面、工事写真、修繕日報、保守点検記録等を分類整理して電子データとして登録し、同時に取得する情報については、固定資産情報と照合してデータベース化すること。

（7）図面スキヤニング・登録

① 竣工図、完成図書等のスキヤニングを行い、施設台帳管理システムへ登録後、各施設、各設備とリンクすること。

(8) セットアップ・納品

- ① 作成された本システムデータを甲が水道課事務所内に用意するパソコンにセットアップすること。なお、甲が用意するパソコンの機種等を以下に示す。

- ・PC 機種 : HP Elite SFF 800 G9CT
- ・CPU : Intel(R) Core(TM) Ultra7 265
- ・メモリ : 16GB (8GBx2) DDR5 DIMM 4800MT/s
- ・SSD : RAID 1 構成(ミラーリング) 1TB SSDx2
- ・OS : Windows11 pro

Microsoft Office Home 2024(最新 永続版)POSA カード版

- ② 乙は本業務の完了前に講師を派遣し、操作マニュアルに従って操作指導を実施すること。

(9) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| ① 本システム（水道施設台帳システム） | 1 式 |
| ② 水道施設台帳システム構築データ | 1 式 |
| ③ 水道施設台帳システム構築データ（DVD-R など） | 1 式 |
| ④ 操作マニュアル | 2 部 |

3. 水道施設台帳システム機能要件

システム操作の基本形態は、画面のメニュー、アイコン等をマウス操作による対話型とし、容易に操作が可能であること。

以下に記載されている機能要件は全て必須項目とする。

(1) 管理・設定関係機能

- ① ユーザの登録・削除・変更ができること。
- ② 管理、編集、参照等のユーザ権限設定ができること。
- ③ 年号の西暦・和暦切り替えができること。
- ④ 消費税率の設定ができること。
- ⑤ バックアップ・リストアができること。
- ⑥ 施設の写真や図面の登録ができること。

(2)設備情報登録機能

- ① 施設や設備毎にツリー表示ができること。
- ② ツリー上から設備の追加や複製ができること。
- ③ 設備の簡易検索・詳細検索ができること。
- ④ 検索結果を指定の様式で Excel ファイルへ出力ができること。
- ⑤ 設備情報の登録・編集ができること。
- ⑥ 設備毎に複数のファイリングデータの登録ができること。

(3)工事情報登録機能

- ① 工事毎にツリー表示ができること。
- ② ツリー上から工事の追加や編集ができること。
- ③ 工事の簡易検索・詳細検索ができること。
- ④ 検索結果を指定の様式で Excel ファイルへ出力ができること。
- ⑤ 工事情報の登録・編集ができること。
- ⑥ 補助金等の財源内訳の登録ができること。

(4)資産情報登録機能

- ① 資産情報登録ができること。
- ② 工事情報、設備情報との関連付けができること。
- ③ 工種毎に償却条件設定ができること。
- ④ 資産情報の検索ができること。
- ⑤ 検索結果を指定の様式で Excel ファイルへ出力ができること。
- ⑥ 年度毎の減価償却を自動計算し、今後の減価償却状況がどのようになっているか確認ができること。

(5)保守情報入力機能

- ① 設備毎に保守情報の登録ができること。
- ② 履歴管理ができること。
- ③ 任意の条件で検索ができること。
- ④ 検索結果を指定の様式で Excel ファイルへ出力ができること。
- ⑤ 保守情報毎にファイリングデータの登録ができること。

(6)故障情報登録機能

- ① 設備毎に故障情報の登録ができること。

- ② 履歴管理ができること。
- ③ 任意の条件で検索ができること。
- ④ 検索結果を指定の様式で Excel ファイルへ出力ができること。
- ⑤ 故障情報毎にファイリングデータの登録ができること。

(7) 修繕情報入力機能

- ① 設備毎に修繕情報の登録ができること。
- ② 履歴管理ができること。
- ③ 任意の条件で検索ができること。
- ④ 検索結果を指定の様式で Excel ファイルへ出力ができること。
- ⑤ 修繕情報毎にファイリングデータの登録ができること。

(8) 図面管理機能

- ① 施設平面図の登録ができること。
- ② 平面図へ建物及びフロア登録ができること。
- ③ 各フロアへ設備情報の登録と呼出しができること。
- ④ 施設フロー図の登録ができること。
- ⑤ フロー図内の各工程へ設備情報の登録と呼出しができること。

4. ソフトウェア構成

(1) ソフトウェアの構成

本システムの内訳は以下の通りとする。

- | | |
|--------------|---------|
| ① 水道施設台帳システム | 1 ライセンス |
|--------------|---------|

5. システム承認及び検査

(1) システム承認

乙は本システムの構築にあたっては、甲にその仕様詳細について承認を得る事、完成時には甲の検査を受け合格したものを納品すること。

(2) 検査データ

前項の検査に使用するデータは、甲の提供する図書類等を用いて乙が構築したデータベースを用いて行うこと。

(3) 責任範囲

検査時において合格しない作業項目やデータ等については、その責任が甲の提供する図書類等に限定される場合を除き、乙のシステム、あるいはデータベースの更新を行うこと。

施設一覧表

No.	施設名称	所在地
小規模施設		
【金光】		
1	聖ヶ丘配水池	浅口市金光町大谷1441-7
2	道木低区配水池	浅口市金光町占見新田2410
3	道木高区配水	浅口市金光町占見新田2263-53, 2263-54, 2263-55
4	野原配水池	浅口市金光町上竹961-7, 1083-10, 1084-6
5	阿坂配水池	浅口市金光町上竹1578-5, 2478-4
6	大谷流量測定所	浅口市金光町大谷682-1地先道路
7	佐方管圧測定所	浅口市金光町佐方3145-1地先道路
8	地頭下管圧測定所	浅口市金光町地頭下558地先道路
【鴨方】		
9	鴨方北配水池	浅口市鴨方町本庄1197-4, 小坂東250-3
10	東六配水池	浅口市鴨方町六条院東4926-7, 5471-2
11	西六配水池	浅口市鴨方町六条院中228-4, 六条院西4427-4, 鳩ヶ丘3丁目117
12	西六減圧水槽	浅口市鴨方町鳩ヶ丘3丁目114
13	遙照山配水池	浅口市鴨方町益坂1869-4
14	山ノ神配水池	浅口市鴨方町地頭上1400-3
【寄島】		
15	鏡調整池	浅口市寄島町10322-2
16	西部地区配水池	浅口市寄島町13034-2
ポンプ場		
【金光】		
1	西川尻受水場	倉敷市玉島道越991-3, 992
2	唐船受水場	倉敷市玉島阿賀崎2793-3, 2794, 2795-1
3	門石中継ポンプ場	浅口市金光町下竹162-7
4	奥迫加圧ポンプ場	浅口市金光町占見2156-5
5	竹坂加圧ポンプ場	浅口市金光町下竹1836-5
【鴨方】		
6	鴨方北加圧ポンプ場	浅口市鴨方町本庄447-1外
7	東六加圧ポンプ場	浅口市鴨方町六条院中5428-2
8	西六加圧ポンプ場	浅口市鴨方町鳩ヶ丘1丁目102
9	山ノ神加圧ポンプ場	浅口市鴨方町本庄2737-4
10	大埕加圧ポンプ場	浅口市鴨方町本庄3037-48
11	駅前加圧ポンプ場	浅口市鴨方町鴨方2003-129, 六条院中3748-9
12	駅前団地加圧ポンプ	浅口市鴨方町鴨方2003-124
【寄島】		
13	尾焼加圧ポンプ場	浅口市寄島町8448-4
14	片本加圧ポンプ場	浅口市寄島町9895-2
15	鍋谷加圧ポンプ場	浅口市寄島町14474-2